

中小企業法人・個人事業主向け 市内店舗の

省工 心設備 更新支援事業助成金

申請要領









申請受付期間:令和7年7月1日(火) ~ 令和8年2月27日(金)

目次

1 助成金の概要	助成対象者、助成対象設備、市内サポート事業 者について、助成対象経費、助成金の交付額	···P.1
2 申請の手続き	申請の受付期間、申請方法、提出書類	P.5
3 審査、交付決定等	審査、交付決定、交付決定後の省エネ設備の更 新、交付決定後の計画内容の変更・中止	···P.6
4 実績報告及び助成金の受取り	実績報告書の提出期限、提出方法、提出書類、 助成金の受取り	P.7
·····································		P.8

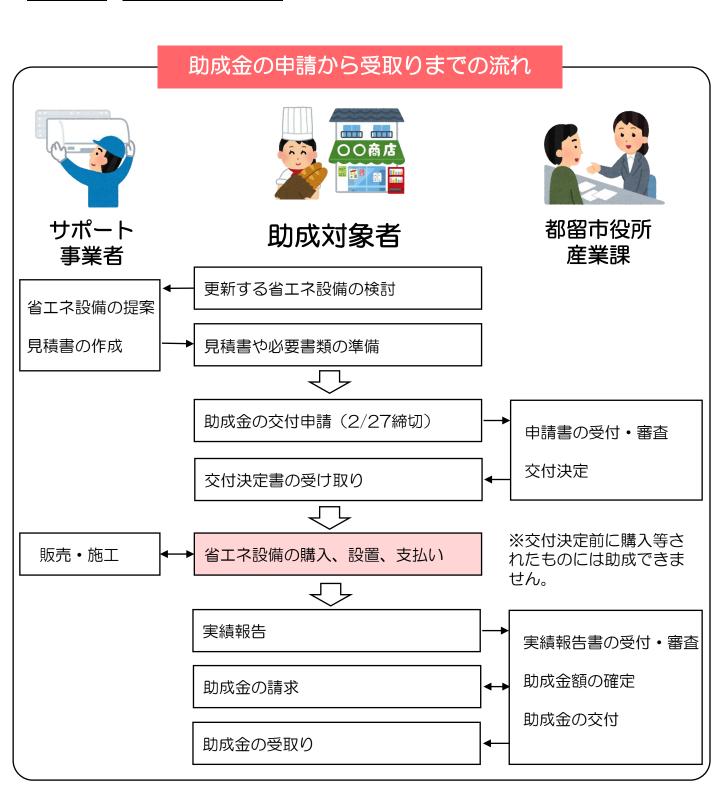
都留市役所 産業課 商工観光担当 O554-43-1111 (内線214) 問合せ先:

1. 助成金の概要

都留市は、物価高騰の影響により、厳しい経営環境に置かれている中小企業者等の市内店舗の経営安定化を図るため、エネルギーコスト削減のための省エネ設備の更新(新設は対象外)に必要な経費に対し、助成金を交付します。

この事業の実施にあたっては、市内の家電販売店や電気工務店で省工ネ設備の更新の相談や支援に応じるサポート事業者を設けております。

助成対象となる経費は、サポート事業者に発注(購入、施工等)した省工ネ性能に優れる照明器具、エアコン、冷蔵・冷凍庫、給湯器などの購入や施工費用で、助成金額は経費の2/3相当額、1店舗あたり15万円を上限とします。



(1) 助成対象者

助成金の交付対象となる方は、設備を更新する**市内の店舗(※1)**を実質的に1年以上経営する中小企業者等(※2)です。ただし、次に該当する方を除きます。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2)暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者

(※1) 市内の店舗

次に分類される業種であって、不特定多数の者が利用することができ、それらの者に対し 直接的に商品又はサービスを提供する来客型の市内の店をいいます。ただし、性風俗関連特 殊営業を行う店舗を除きます。 ※日本産業分類

大分類	大分類 中分類		小分類
I 小売業	56	各種商品小売業	総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、
			ドラッグストア、ホームセンター、均一価格店 等
	57	織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具小売業、服小売業、靴・履物小売業 等
	58	飲食料品小売業	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、
			鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業 等
	59	機械器具小売業	自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業等
	60	その他の小売業	家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、
			医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、
			書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽
			器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業 等
M 宿泊	75	宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業 等
業,飲	76	飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、
食サー			酒場、バー、喫茶店等
ビス業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業等
N 生活	78	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業、理容業、美容業、公衆浴場業等
関連	79	その他の生活関連サービス業	旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、
サービ			火葬·墓地管理業、冠婚葬祭業、
ス業、			他に分類されない生活関連サービス
娯楽業	80	娯楽業	映画館、興行場、スポーツ施設提供業、遊戯場 等

(※2) 中小企業者等

● 中小企業基本法第2条第1項に規定する会社及び個人事業主

## f#	※次のいずれかを満たすこと				
業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数			
製造業、建設業、運輸 業その他の業種	3億円以下	300人以下			
卸売業	1億円以下	100人以下			
サービス業	5,000万円以下	100人以下			
小売業	5,000万円以下	50人以下			

● 上記の市内の店舗の経営を行う社会福祉法人及びNPO法人

(2) 助成対象設備

助成金の交付の対象となるのは、**市内サポート事業者に発注**(購入、施工等)した次の省工
ネ設備です。

省エネ設備

対象設備	要 件 ※次のいずれかを満たすこと						
照明器具、電球、エアコン、冷蔵	経済産業省が定める統一省エネラベルの省エネ基準達成率が100%以上のもの						
車、冷凍庫、給 湯器 など	メーカーが発行するカタログ等において、既存設備と比較して15%以上の省エネ改善効果が確認できるもの						



省エネ基準達成率100%以上 「省エネ型製品情報サイト」https://seihinjyoho.go.jp/ なとをご確認ください。

(3) 市内サポート事業者について

この助成金においては、省エネ設備の販売、施工等を市内の営業所で行う事業者であって、助成対象者の相談や支援に応じる次のサポート事業者を登録しています。

助成金の交付の対象となる省工ネ設備は、原則、<u>市内サポート事業者に発注(購入・施工</u> 等)したものに限られますのでご注意ください。

サポート事業者一覧 ※作成日現在、所在地順

サポート事業者名	営業所の所在地	電話番号
ノジマ都留店	都留市田野倉466	0554-46-1422
尾曲工務店	都留市大野241-1	0554-43-6538
つる電器株式会社	都留市法能648-1	0554-23-6423
月見電工	都留市境433-1	0554-43-1463
有限会社 佐藤電気商会	都留市桂町886-1	0554-43-4605
有限会社 デンコー佐藤	都留市桂町1202-1	0554-43-5765 • 090-3229-3162
田辺電気	都留市中津森224	0554-43-0204
有限会社 岩間電気商会	都留市中央1-4-19	0554-43-2565
アキヤマ電気	都留市中央1-85-8	0554-43-2957
株式会社 ネヅデンキ	都留市中央2-5-22	0554-43-2530
でんきのホリウチ	都留市上谷5-2-22	0554-45-3741 • 090-3345-7426
株式会社 サン電気	都留市田原3-1-28	0554-43-6021
株式会社 横田電器	都留市つる1-11-11	0554-56-7276

※サポート事業者は申請期間中、随時募集しています。最新の情報は都留市ホームページをご確認ください。

(4) 助成対象経費

助成金の交付の対象となる経費は、中小企業者等が経営する市内の店舗に設置されている 既存の設備を助成対象となる設備へ更新(新規に設置する場合は対象になりません。)する 経費であって、サポート事業者に発注(購入、施工等)した次の経費とします。

- (1)助成対象設備の購入経費
- (2) 助成対象設備の設置等に必要な設計費
- (3) 助成対象設備の設置に不可欠な工事に要する経費
- (4) 既存設備の撤去に要する経費

助成対象にならない経費

- (1) 同一の設備で、国、都道府県、他の市町村等から同種の助成を受けたもの
- (2)消費税及び地方消費税
- (3) 中古品及びリース・レンタル品
- (4) 助成対象者が自ら行う設計費、工事に要する経費及び撤去に要する経費
- (5) 社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- ※設備がバックヤードや倉庫など、店舗以外の部屋に設置されている場合であっても、その 部屋が店舗と一体とみなすことができる場合は対象となります。詳しくは、担当までお問 合せください。

(5)助成金の交付額

助成率: 2/3相当額

助成額: 1店舗あたりの上限 15万円

(注意)

- 申請は1店舗あたり1回を限度とします。
- 市が交付決定した日より前に購入等されたものには助成できません。
- 消費税には助成できません。
- 助成額は100円未満切り捨てです。

2. 申請の手続き

(1) 申請の受付期間

令和7年7月1日(火)∼ 令和8年2月27日(金)

(2) 申請方法

- ① 申請書等の様式の入手先
 - ・都留市役所ホームページ
 - ・都留市役所 産業課 商工観光担当の窓口

② 提出方法

【郵便の場合】 ※申請受付期限2/27の当日消印有効

〒402-8501

山梨県都留市上谷1-1-1

都留市役所 産業課 商工観光担当あて

【窓口の場合】 都留市役所2階 産業課 商工観光担当まで

受付時間:午前8時30分~午後4時30分

(3)提出書類

	提出書類	備考
1	交付申請書	
別添	本人確認書類の写し	法人の場合は登記事項証明書、個人事業主の 場合はマイナンバーカードの写し など
別添	事業概要がわかる資料	確定申告書、会社案内、ホームページを印刷したもの、営業許可証の写し など
2	省エネ設備更新計画書	複数の店舗を申請される場合は、店舗ごとに 提出
貼付	 既存設備の写真等 	計画書に既存設備のメーカー、型式等が分かる写真・画像を貼付または別に添付
貼付	 既存設備の配置図 	計画書に店舗の見取り図、既存設備の配置箇 所を記入または別に添付
別添	新規設備が分かる資料	仕様書やカタログなど、メーカー、型式、性能等が確認できるもの添付 省エネラベルのない設備などは、サポート事業所の確認書を添付
別添	設備の更新経費の見積書の写し	
3	誓約書兼同意書	

3. 審查、交付決定等

(1)審查、交付決定

交付申請書などの提出書類を確認し、書類に不備がないものを審査します。助成金交付条件の適合性、省エネ設備更新計画の妥当性などを審査し、審査後に交付決定通知を申請者あてに送付します。

書類不備については、必要な書類の提出を求めることがあります。担当からの連絡に従って書類の訂正・再提出等をしてください。速やかにご対応いただけない場合は、審査を継続できないため、不交付決定とする場合があります。

また、交付対象にあたらない経費が含まれているときなどは、助成金申請額から減額して 交付決定するか、不交付決定とする場合があります。

(2) 交付決定後の省エネ設備の更新

市から交付決定を受けた後に省エネ設備の更新をしてください。交付決定前に購入や設置 したものは対象外となりますのでご注意ください。

実績報告に必要なため、設備の更新にかかる経費の領収書は必ず保管してください。

(3) 交付決定後の計画内容の変更・中止

交付決定された内容を変更する必要があるとき(例:機種の変更や価格の上昇など)、または都合により中止するときは、あらかじめ担当まで連絡のうえ、担当からの案内に従い、変更の内容がわかる資料や、必要に応じて計画変更承認申請書を作成し、 提出してください。

4. 実績報告及び助成金の受取り

(1) 実績報告書の提出期限

機器の購入、設置、支払いなど、全ての手続きを完了した場合は、実績報告書に関係書類を添えて速やかに提出してください。

実績報告書の最終提出期限は、令和8年3月31日(火)までです。期限までに提出がなかった場合は、助成金が受け取れませんのでご注意ください。

(2)提出方法

- ① 実績報告書等の様式の入手先
 - ・都留市役所ホームページ
 - 都留市役所 産業課 商工観光担当の窓口

② 提出方法

【郵便の場合】 ※提出期限3/31の当日消印有効

T402-8501

山梨県都留市上谷1-1-1

都留市役所 産業課 商工観光担当あて

【窓口の場合】 都留市役所2階 産業課 商工観光担当まで

受付時間:午前8時30分~午後4時30分

(3) 提出書類

	提出書類	備考
1	実績報告書	
2	省エネ設備更新報告書	複数の店舗を申請される場合は、店舗ごとに 提出
貼付	新規設備の写真等	メーカー、型式等が分かる写真・画像を貼付 または別に添付
貼付	新規設備の設置写真等	新規設備の店舗への設置写真・画像を添付ま たは別に添付
別添	設備の更新経費の領収書等の写 し	銀行振込などの場合は、通帳の該当部分のコピーやネットバンキングの振込の記録の写し

(4)助成金の受取り

実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告内容が交付決定内容、条件に適合すると認められたときは、助成金額を確定し、通知します。

実績報告書の審査や現地調査等により、助成対象とならない経費が含まれることが判明した場合は、交付決定額に関わらず、当該助成対象外経費に係る助成金額を減額します。

助成金額を確定しましたら、ご指定のあった口座に振込により助成金を支払いますのでお 受取りください。

様式集

• 交付申請書
• 省工ネ設備更新計画書
• サポート事業者による確認書
• 誓約書兼同意書
• 計画変更承認申請書
• 実績報告書
• 省工ネ設備更新報告書
: 請求書

都留市長 様

都留市中小企業等店舗省エネ設備更新支援事業助成金 交付申請書

都留市中小企業等店舗省エネ設備更新支援事業助成金の交付申請をしたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 申請者

区	分		法人	•	個人事業主	*	(どちら	かに○をし	してください	/ ⁾ °
住	所	₹								
法人名	または屋号									
代表	者名									
	D額または の総額				円	的時使用 定業員の				人
連絡先	電話番号					FAX				
建 稻元	メール									
担当	首者 名									

\sim	助成対象経費	T7 ~	\wedge \mapsto	ニナルエト	⇤
•,		N7 /	⁄仝> HI	=青次日子	=

(1)	助成対象経費				円	※税抜き、総額
(2)	助成金申請額			0	00 円	※(1)の 2/3、1店舗上限 15 万円、100 円未満切捨て
(3)	完了予定日	令和	年	月	日	※交付決定日~令和7年2月27日(金)

3. 関係書類

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 事業概要がわかる資料
- (3) 省エネ設備更新計画書(別添資料を含む。)
- (4) 誓約書兼同意書

都留市中小企業等店舗省エネ設備更新支援事業助成金 省エネ設備更新計画書

1. 申請者

法人名または屋号	
----------	--

2. 省エネ設備の更新を行う店舗

店舗の経営開始			から		
所在地	都留市				
店舗名					
	大分類	中条	分類	小分類	
主たる業種 (日本標準産業分類)	I 小売業	57 織物·衣服·身 58 飲食料品小売 59 機械器具小売	58 飲食料品小売業		
※該当するものに○	M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達			
	N 生活関連サービ ス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美 79 その他の生活 80 娯楽			

3. 更新する設備 ※機器名は、照明器具、電球、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、給湯器等を記入してください。

	機器名	既存	メーカー						
		設備	型式等						
	台 数	新規	メーカー						
1	石	設備	型式等						
	省工ネ効果	省エネ	《基準達成	文率()%	または	既存設值	備との比較()%省エネ
	販売•施工等業者						見積額		円(税抜き)
	機器名	既存	メーカー						
		設備	型式等						
	台 数	新規	メーカー						
2	台	設備	型式等						
	省工ネ効果	省エネ	《基準達成	文率()%	または	既存設值	備との比較()%省エネ
	販売•施工等業者					_	見積額		円(税抜き)

	機器名	既存	メーカー					
		設備	型式等					
0	台 数	新規	メーカー					
3	台	設備	型式等					
	省工ネ効果	省エネ	×基準達成	文率()%	または	既存設備	請との比較()%省エネ
	販売·施工等業者					見積額		円(税抜き)
	機器名	既存	メーカー					
		設備	型式等					
	台 数	新規	メーカー					
4	台	設備	型式等					
	省工ネ効果	省エネ	《基準達成	文率()%	または	既存設值	請との比較()%省エネ
	販売•施工等業者					見積額		円(税抜き)

		販売•施工等業者	•			見積額		円(税抜き)
4	. 既	存設備の写真等	※ メ-	ーカー、型式等が	分かる写真・画像を則	古付または	別に添付	

5.	既存設備の配置図	※店舗の見取り図、既存設備の配置箇所を記入または別に添付
L		
ລ	新規設備が分かる資	資料(別添) ※仕様書やカタログなど、メーカー、型式、性能等が確認できるもの
. ر		●11(23 tan) ~ 10 日 1 12 「 12 で 12 で 12 で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

省エネラベルのない設備などは、販売・施工等を行うサポート事業者の確認書(新規設備が既存設備と比較して 15%以上の省エネ改善効果を確認したことを証する書類)を添付してください。

7. 設備の更新経費の見積書の写し(別添)

都留市中小企業等店舗省エネ設備更新支援事業助成金 サポート事業者による確認書

1	サポー	卜事業者	$($ 市内 σ	(和業堂)
	771	1 7 7 1	(111 12 11 02	

登 録 番 号	
営業所名	
担 当 者	印

2. 助成金申請者(店舗)

法人名または屋号	
はんと自めたる生力	

3. 更新する設備 ※機器名は、照明器具、電球、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、給湯器等を記入してください。

_	Z-1017		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		成年、川水岸、州
	機器名	既存	メーカー		
		設備	型式等		
1		新規	メーカー		
		設備	型式等		
	省工ネ効果	新規部	は、既	- 存設備と比較し()%省エネであることを確認しました。
	機器名	既存	メーカー		
		設備	型式等		
2		新規	メーカー		
		設備	型式等		
	省工ネ効果	新規設備は、既存設備と比較し()%省エネであることを確認しました。
	機器名	既存	メーカー		
		設備	型式等		
3		新規	メーカー		
		設備	型式等		
	省エネ効果	新規認	と備は、既	- 存設備と比較し()%省エネであることを確認しました。
	機器名	既存	メーカー		
		設備	型式等		
4		新規	メーカー		
		設備			
	省エネ効果	新規部	と備は、既	- 存設備と比較し()%省エネであることを確認しました。

都留市中小企業等店舗省工之設備更新支援事業助成金 誓約書兼同意書

私は、都留市中小企業等店舗省エネ設備更新支援事業助成金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

また、本助成金の審査のために必要な申請者に係る市税等の納税状況について、市の実施機関が保有するものを、当該審査に関係する者が閲覧又は取得することに同意します。

記

- 1 本助成金の交付申請日時点において、設備を更新する店舗を実質的に1年以上経営していること。
- 2 都留市税等に未納がないこと。
- 3 暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- 4 設備を更新する店舗は、風俗営業法第 2 条第 5 項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う店舗ではないこと。
- 5 設備を更新する店舗の営業に関して、必要な許認可等を取得していること。
- 6 同一の設備で、国、都道府県、他の市町村等から同種の助成を受けたものがないこと。
- 7 自ら行う設計費、工事に要する経費及び撤去に要する経費を申請しないこと。
- 8 本助成金によって取得する設備は、本助成金の交付の目的に従って、善良な管理者の注意 をもって管理し、設備を更新した日の属する年度の終了後から5年間管理すること。
- 9 偽りその他不正の行為によって本助成金の交付を受けたことが判明した場合は、本助成金を返還すること。

令和 年 月 日 都留市長 様

住 所

氏 名 印

都留市長 様

(申請者) 住 所

氏 名

印

都留市中小企業等店舗省工ネ設備更新支援事業助成金 計画変更承認申請書

先に交付決定のあった都留市中小企業等店舗省エネ設備更新支援事業助成金については、 計画変更したいので承認の申請をします。

区 分 内容変更・中止

変更内容 別紙のとおり

都留市長 様

 (実績報告者) 住 所

 氏 名

都留市中小企業等店舗省エネ設備更新支援事業助成金 実績報告書

都留市中小企業等店舗省エネ設備更新支援事業助成金については、その実績について、関係書類を添えて報告します。

1. 助成対象経費及び助成金申請額等

(1)	助成対象経費				円	※税抜き、総額
(2)	交付決定額			0	0 円	※(1)の 2/3、1店舗上限 15 万円、100 円未満切捨て
(3)	完了年月日	令和	年	月	日	※交付決定日~令和7年2月27日(金)

2. 関係書類

・ 省エネ設備更新報告書(別添資料を含む。)

都留	市長	様
. HI 1 HI	113 11	141

(請求者) 住 所

氏 名

印

都留市中小企業等店舗省工ネ設備更新支援事業助成金 請求書

先に交付額の確定を受けた都留市中小企業等店舗省エネ設備更新支援事業助成金を請求します。

-1	請	<u>→</u>	\sim	力工
1.	三古 `	٠w.	二	・ベロ
1.	пп	\sim	MZ.	70 11

助成金交付確定額	金	00	円

2. 振込先口座

金融機関名	支店名			
種別	口座番号			
フリガナ				
口座名義人				

※ 請求者と口座名義人が異なる場合は、委任状を提出してください。